



2023年5月10日

各 位

会 社 名 三井金属鉱業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 納 武士
(コード番号：5706 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部
TEL03-5437-8028

株主提案に関する書面受領および
当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から2023年6月29日開催予定の当社第98期定時株主総会（以下、本総会）において株主提案を行う旨の書面を2023年4月24日に受領いたしました。本件株主提案につきましては、5月10日開催の取締役会において、会社法等の規定に照らし合わせて検討した結果、5議案を本総会の議案とすることおよび取締役会は当該株主提案に反対する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）
保有する議決権個数：301個

2. 株主提案の内容および当社取締役会の意見（株主提案の内容は原文をそのまま引用）

(1) 議案 自己株式取得の件

【議案内容】

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数10,000,000株、取得価格の総額1,000,000,004円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

【提案する理由】

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図る。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、企業経営を取り巻く環境が多様化、複雑化している中、22中計の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するためには、経営基盤の強化が必要であり、さらに自己資本を充実させ、

財務基盤をより強固なものにしたいと考えております。その一方で利益剰余金を取り崩して自己株式を購入することは、自己資本の減少となり、会社の方針と相反することとなります。

従いまして、取締役会としては、現時点では、本議案のように自己株式を取得することは妥当ではないと判断し、ご提案に反対いたします。

(2) 議案 取締役の責任免除の件

【議案内容】

定款 26 条を削除する。

【提案する理由】

取締役は責任免除ありきではない。責任負わない者は権限もない。無責任だから、収益が上がらない。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社定款第 26 条の規定は、取締役が過度に萎縮することなくその職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できるようにすること、また社外取締役についてはその招聘を容易にして人材の確保を図ることを目的とし、2006 年 6 月 29 日開催の第 81 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、当該規定も、法令に従い、善意でかつ重大な過失がない場合にのみ、取締役の責任を一定額に限って免除することができるものと定めており、その責任すべてを免除するものではありません。

従いまして、取締役会としては、定款第 26 条を削除するとのご提案に反対いたします。

<ご参考> 当社定款第 26 条

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(3) 議案 6 資本コストの開示に関する定款変更の件

【議案内容】

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第 章 資本コストの開示

第 条 当社は証券取引所に提示する報告書において、報告書に遡る 1 ヶ月以内において、当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠と共に開示する。

【提案する理由】

経営陣が自車の資本コストを的確に把握することを求める。そのうえで、事業計画や資本政策等を立案・検証することを求められているとすべきである。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、パーパスを基軸とした全社ビジョン（2030 年のありたい姿）を実現するため、統合思考経営により持続可能な会社へと変革を進めるため、社会的価値向上および経済的価値向上のための積極的な投資を行っており、これらの投資判断を行ううえでの重要な指標の一つとして資本コストを活用しております。

ただし、その計算の基礎となる数値やその前提については、さまざまな考え方があるため、一義的に決まるものではなく、画一的な数値開示は株主や投資家の皆様に対して誤解や混乱を招くおそれもあります。当社としては、資本コストの数値やその算定根拠を一様に開示すること自体が重要なのではなく、東京証券取引所からの「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の要請でも、資本コストの数値自体の開示は必ずしも求められておらず、資本コストや資本収益性を的確に把握したうえで市場評価とあわせて現状評価を行い、その評価と改善計画の進捗状況を示すことが重要であると考えております。

なお、22 中計では、事業ポートフォリオの動的管理として、事業価値（資本収益性や効率性）と将来の期待事業性（成長性）で評価した 4 象限のマトリクスにて各事業のポジションを判断して、持続的な成長の実現に向けた設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等につきメリハリある経営資源配分を行っております。

従いまして、取締役会としては、本議案のように資本コストを開示する旨の規定を定款に設けることは適切でないと判断し、ご提案に反対いたします。

(4) 議案 7 定款の一部変更の件

【議案内容】

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素会社への移行

第 条 当社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明し真摯に実行する。

【提案する理由】

本条項を定款に加え、事業計画を策定、開示することで当会社における気候変動リスクを適切に管理し長期のネットゼロ目標（日本政府策定）を達成するとともに、

当社の継続的成長を促進する事が可能となる。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

当社は、気候変動が地球全体に長期にわたって大きな影響を及ぼすことから、当社事業にとって特に重要な外部環境変化の一つであると認識しております。また、気候変動とそれを巡る社会や経済の変化は、事業上のリスクをもたらす一方で、適切に対応することにより競争力の強化や新たな事業機会の獲得にもつながるとも認識しております。そのため、2020年度よりTCFD提言のフレームワークに則って、気候変動がもたらす中長期的なリスクと機会の分析、および事業戦略に落とし込む活動に着手し、2022年3月にはTCFD提言への賛同を表明しております。

なお、当社はエネルギー起源のCO₂の削減目標を次のとおり設定しておりますが、取り組みを加速させるためにカーボンニュートラルロードマップ運用やLCA（ライフサイクルアセスメント）による改善ポイントの把握、インターナルカーボンプライシング制度の導入、さらには経済産業省が推進するGX（グリーントランスフォーメーション）リーグへ参画しております。

2030年度：CO₂排出量をグローバルで38%削減する（2013年度比）

2050年度：カーボンニュートラル(Net 排出ゼロ)

このようにすでに気候変動への取り組みを公表し、真摯に実行していることに加え、本議案のように業務執行に関する事項を定款に規定することは適切でない判断し、取締役会としてはご提案に反対いたします。

(5) 議案 定款の一部変更の件（総選挙の実施について）

【議案内容】

代表取締役は株主による総選挙によって決する事とする。

【提案する理由】

株主が選ぶことによって、選ばれた代表取締役はやる気が起き、会社の業績が伸び、皆が喜ぶことになるからである。

【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会として反対する。

<反対理由>

最適かつ機動的な経営体制を構築し、かつ取締役および取締役会の監督機能を十分に発揮させるためには、取締役会によって代表取締役を選解任する必要があると考えております。

また、当社は取締役の任期を1年とし、毎年株主総会で取締役を選任いただいて

おりますことから、株主の皆様のご意思も反映できていると考えております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは適切でないと判断し、ご提案に反対いたします。

以上